

定 款

社会福祉法人 くじら

社会福祉法人くじら定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(あ) 児童心理治療施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(あ) 保育所の経営

(い) 小規模保育事業の経営

(う) 一時預かりの経営

(え) 放課後児童健全育成事業の経営

(お) 放課後等デイサービス事業の運営

(か) 幼保連携型認定こども園の経営

(き) 障害児通所支援事業の経営

(く) 障害児相談支援事業の経営

(け) 障害福祉サービス事業の経営

(こ) 病児保育事業(体調不良児対応型)の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人くじらという。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎県大村市富の原1丁目1113番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員等報酬規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。なお、費用弁償分については報酬に含まれない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、理事の解任の決議については特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、)会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 役員に、評議員会で別に定める役員等報酬規程に従って算定した額を、支給することができる。なお、費用弁償分については報酬に含まれない。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、評議員候補者の推薦の決議については特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その3分の2以上をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長崎県大村市富の原1丁目1113番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「くじら認定こども園」園舎1棟(612.72平方メートル)
- (2) 長崎県大村市富の原1丁目1113番地1所在の「くじら認定こども園」敷地(769.00平方メートル)
- (3) 滋賀県草津市矢橋町字寺田484番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建「琵琶湖くじら保育園」園舎1棟(587.68平方メートル)
- (4) 兵庫県伊丹市清水2丁目14番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建「伊丹くじら保育園」園舎1棟(485.03平方メートル)
- (5) 愛媛県伊予市米湊字野中1370番所在の鉄骨造陸屋根2階建「伊予くじら認定こども園」園舎1棟(886.40平方メートル)
- (6) 大阪府吹田市千里山虹が丘9番72所在の宅地(1,354.55平方メートル)
- (7) 長崎県大村市富の原1丁目1116番1所在の「くじら認定こども園」園庭敷地(1,002.00平方メートル)
- (8) 大阪府吹田市千里山虹が丘9番地72所在の鉄骨造陸屋根2階建「千里山くじら保育園」園舎1棟(738.5平方メートル)
- (9) 滋賀県大津市堅田1丁目字平家1062番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建「堅田くじら保育園」園舎1棟(523.98平方メートル)
- (10) 滋賀県大津市国分1丁目字畑ヶ山109番地1所在の鉄骨造かわらぶき2階建「石山くじら保育園」園舎1棟(514.54平方メートル)
- (11) 広島県廿日市市大野字熊ヶ浦3241番地1、3240番地1、3241番地2所在の鉄骨造陸屋根3階建「廿日市くじら保育園」園舎1棟(588.9平方メートル)
- (12) 滋賀県大津市国分1丁目字畑ヶ山191番所在の「石山くじら保育園」敷地(786平方メートル)
- (13) 滋賀県大津市国分1丁目字畑ヶ山192番2所在の「石山くじら保育園」敷地(133平方メートル)
- (14) 滋賀県大津市国分1丁目字畑ヶ山192番3所在の「石山くじら保育園」敷地(182平方メートル)
- (15) 滋賀県栗東市上鉤字下食田541番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建「栗東くじら保育園」園舎1棟(852.65平方メートル)
- (16) 滋賀県大津市栄町219番23所在の「石山くじら小規模保育園」敷地(140.07平方メートル)
- (17) 滋賀県大津市栄町219番地24、219番地23所在の木造瓦葺2階建「石山くじら小規模保育園」園舎1棟(110.75平方メートル)
- (18) 宮城県大崎市古川北稲葉3丁目315番1所在の「バオバブ保育園」敷地(640.95平方メートル)
- (19) 宮城県大崎市古川北稲葉3丁目316番1所在の「バオバブ保育園」敷地(809.07平方メートル)

- (20) 宮城県大崎市古川北稲葉3丁目327番3所在の「バオバブ保育園」敷地(182.21平方メートル)
- (21) 宮城県大崎市古川北稲葉3丁目316番地1、315番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建「バオバブ保育園」園舎1棟(544.20平方メートル)
- (22) 新潟県新潟市西区新通西2丁目1311番1所在の「すいか保育園」敷地(1240.50平方メートル)
- (23) 新潟県新潟市西区新通西2丁目1311番9所在の「すいか保育園」敷地(10平方メートル)
- (24) 新潟県新潟市西区新通西2丁目1311番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建「すいか保育園」園舎1棟(763.79平方メートル)
- (25) 新潟県新潟市東区卸新町2丁目848番49所在の「おむすびこども園」敷地(1156.13平方メートル)
- (26) 新潟県新潟市東区卸新町2丁目848番地49所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建「おむすびこども園」園舎1棟(714.27平方メートル)
- (27) 愛媛県伊予市米湊字野中1364番6所在の「伊予くじら認定こども園」駐車場敷地(398.25平方メートル)
- (28) 広島県廿日市市廿日市2丁目955番地、951番地3、957番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建「公私連携型保育所廿日市保育園」園舎1棟(868.85平方メートル)
- (29) 兵庫県伊丹市梅ノ木4丁目43番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建「梅ノ木くじら保育園」園舎1棟(361.87平方メートル)
- (30) 滋賀県湖南市菩提寺字東出1113番地、1113番地1、1113番地12所在の鉄骨造スレートぶき平家建「菩提寺くじらこども園」園舎1棟(1147.05平方メートル)
- あ) 附属建物 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 機械室1棟(9.93平方メートル)
- い) 附属建物 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 プロパン庫1棟(7.81平方メートル)
- (31) 愛媛県伊予市下吾川字北野458番地、462番地9、462番地21、458番地先所在の鉄筋コンクリート・木造陸屋根平家建「とりのきくじら保育園」園舎1棟(900.26平方メートル)
- あ) 附属建物 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 物置1棟(6.34平方メートル)
- い) 附属建物 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置1棟(16.24平方メートル)
- (32) 愛媛県伊予市下吾川字北野462番地18所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建「グループホーム伊予くじら」施設1棟(322.95平方メートル)
- (33) 愛媛県伊予市上吾川字向井甲1038番地3所在の木造スレートぶき平家建「児童発達支援センター伊予くじら」施設1棟(345.84平方メートル)
- (34) 兵庫県明石市上ノ丸2丁目824番地1所在の鉄骨造陸屋根3階建「上ノ丸くじら保育園」

園舎1棟（400.69平方メートル）

（35）滋賀県草津市草津町字千束1988番地所在の鉄骨造陸屋根2階建「草津くじら保育園」園舎1棟（663.46平方メートル）

（36）滋賀県草津市追分南1丁目字水田1204番地所在の鉄骨造陸屋根2階建「かがやきくじら保育園」園舎1棟（688.93平方メートル）

（37）新潟県新潟市西区新通西2丁目1311番2所在の「すいか保育園」敷地（232.93平方メートル）

（38）滋賀県湖南市三雲字北街道1169番地、1170番地、1171番地、1177番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建「三雲くじら保育園」園舎1棟（675.67平方メートル）

あ）附属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 食堂1棟（142.41平方メートル）

い）附属建物 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 物置1棟（5.18平方メートル）

（39）福岡県太宰府市通古賀5丁目107番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建「太宰府くじら保育園」園舎1棟（937.93平方メートル）

（40）大阪府八尾市美園町2丁目114番地8所在の鉄骨造陸屋根2階建「美園くじらこども園」園舎1棟（887.03平方メートル）

（41）滋賀県甲賀市水口町伴中山字平尾1015番地、1014番地2、1016番地1、3722番地2、3728番地1、3732番地1、3733番地2所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建「伴谷くじらこども園」園舎1棟（354.72平方メートル）

あ）附属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 認定こども園1棟（198.28平方メートル）

い）附属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 認定こども園1棟（275.65平方メートル）

う）附属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 認定こども園1棟（291.18平方メートル）

え）附属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 認定こども園1棟（268.24平方メートル）

お）附属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 認定こども園1棟（59.04平方メートル）

（42）新潟県新潟市江南区丸山字清水が丘117番地、115番地、116番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「えだまめこども園」園舎1棟（661.02平方メートル）

（43）新潟県新潟市江南区丸山字清水が丘113番2、114番1、115番1、116番1、117番、120番1所在の「えだまめこども園」敷地（2396.94平方メートル）

（44）北海道札幌市中央区南二十七条西十一丁目1170番6所在の「札幌くじら保育園」敷地（991.63平方メートル）

（45）北海道札幌市中央区南二十七条西十一丁目1170番地6所在の木造樹脂シートぶき2階建「札幌くじら保育園」園舎1棟（472.37平方メートル）

(46) 宮城県名取市大手町二丁目2番地5所在の木造樹脂シートぶき2階建「手倉田くじら保育園」園舎1棟(734.48平方メートル)

(47) 茨城県つくば市稲岡字松ノ下190番所在の「稲岡くじら保育園」敷地(201.00平方メートル)

(48) 茨城県つくば市稲岡字後山194番地1、194番地3、つくば市稲岡字松ノ下188番地、189番地所在の木造陸屋根平家建「稲岡くじら保育園」園舎1棟(697.01平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域包括支援センターの受託運営

(2) 要介護認定調査の受託運営

(3) 企業主導型保育事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項のうち、重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を、その他の事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により

解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人くじらの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	森	吉 徳
理 事	今 村	一 彦
〃	平 井	登 佐 子
〃	田 崎	耕 太 郎
〃	江 口	伸
〃	宮 崎	拓 哉
監 事	園 田	辰 義
〃	中 島	正 人

附 則

この定款は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年7月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年8月30日から施行する。

附 則

平成28年7月1日付の定款変更の認可申請に伴い設置された評議員会の評議員13名の任期は、第17条の規定にかかわらず、平成29年7月25日までとする。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4人以上」とする。

附 則

この定款は、平成29年12月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年6月27日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年3月21日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年5月2日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年9月26日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年4月23日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年6月4日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年7月4日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 9 月 1 7 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 5 月 1 8 日から施行する。